

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第21号
令和4年3月24日
警察庁交通局交通規制課長

地域の実情に応じた自動二輪車等に係る駐車環境の整備に向けた継続的な取組の推進について(通達)

見出しの件については、これまで、「自動二輪車等に係る駐車環境の整備の推進について」(平成30年4月16日付け警察庁丁規発第52号。以下「前通達」という。)に基づき、自動二輪車又は原動機付自転車(以下「自動二輪車等」という。)が駐車可能な駐車場の整備が図られるよう、関係機関等に働き掛けるとともに、自動二輪車等の駐車需要が高いと認められる路線及び歩車道の区別のある路線から優先的に点検を行い、自動二輪車等に係る駐車規制の見直しを進めてきたところである。

しかしながら、自動二輪車等の保有台数当たりの駐車場台数を見ると、依然として自動車(四輪車)に比べて少ない水準にあり、特に大都市において自動二輪車等の駐車場が不足している状況にある。

そこで、交通の安全の確保に最大限配慮するとともに、他の交通の妨害にならないことを前提に、下記の点に留意し、引き続き、関係機関等と連携・協力しながら、地域の実情に応じた自動二輪車等に係る駐車環境の整備に向けた継続的な取組を推進されたい。

なお、前通達については廃止する。

記

1 駐車場の整備に向けた働き掛けの推進

交通の安全と円滑の確保を担う交通警察としても、自動二輪車等が駐車可能な駐車場の整備は重要な課題であることから、自動二輪車等の駐車需要や地域の交通実態を踏まえ、地方公共団体、道路管理者、民間事業者等に対して、自動二輪車等の駐車需要が認められる場所において、既存路外駐車場における自動二輪車等の利用を可能とする設備等の整備や自動二輪車等が駐車可能な路外駐車場の新設が図られるよう働き掛けること。

また、市区町村に対して、自動二輪車等が駐車可能な駐車場の附置に係る条例の整備について働き掛けること。

2 自動二輪車等に配慮した駐車規制の見直しの推進

自動二輪車等を対象から除外していない駐車禁止規制を行っている路線のうち、自動二輪車等の駐車需要が高いと認められるにもかかわらず、周辺に自動二輪車等が駐車可能な駐車場が十分に整備されていないものについて、一般に自動二輪車等の車体は四輪車と比べて小さいことを踏まえつつ、駐車禁止規制の対象から自動二輪車等を除外する見直しが可能かどうかを検討すること。また、当該路線の交通実態に応じて、駐車禁止規制の廃止、自動二輪車等を対象とする駐車可規制及び駐車方法の指定、自動二輪車等を対象とする時間制限駐車区間規制の実施等による見直しの可否についても検討すること。

なお、駐車禁止規制の廃止又は変更を行うこととなった場合には、必要な道路標識等の整備を行うとともに、地域の実情に応じ、自動二輪車等の利用者に向けた広報を実施すること。

3 関係機関等との連携・協力

それぞれの地域の駐車問題について、地方公共団体、道路管理者、民間事業者等と継続的に協議を行って認識の共有を図るとともに、潜在的な自動二輪車等の駐車需要の把握に努め、関係機関等と連携・協力しながら、地域の実情に応じた取組を推進すること。

特に、前記2の駐車規制の見直しの検討に当たっては、自動二輪車等の駐車に係る要望に関する情報を道路管理者と共有するとともに、講ずる対策の内容（道路管理者又は道路管理者の承認を受けた者が行う歩道の切込みによる駐車スペースの確保等）について密に調整を行うなど、道路管理者との連携を図ること。

4 留意事項

本通達は、現に必要があつて自動二輪車等を含む駐車禁止規制を実施している場所における自動二輪車等に対する交通指導取締りの取扱いを変更するものではないことに留意すること。

また、本通達の取組結果については、別途指示する年度末報告等により、警察庁交通局交通規制課宛て報告すること。